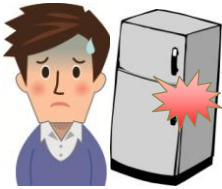


相談専用電話(在住・在職・在学) 072・844・2431

祝日除く平日・朝9時30分～16時30分・無料



た。どうにかならないか。
蔵庫などに傷が付いてい
汚れていたたり、タンスや冷

の他に、布団袋が破けて中の布団が
てみると段ボール箱に投げ入れるよ
うにして靴が詰め込まれていた。そ
入れて運ぶ」と言っていたが、届い
ちらで専用のシューズボックスに

した。当初業者は、「靴はこ
業者に引越サービスを依頼
一ヶ月前に転勤のため、



就職・進学・転勤等節目の時期
引越サービスをめぐる
トラブルに注意を!

アドバイス

- 1. 見積もりは複数の業者に依頼し、価格だけでなくサービス内容も十分に検討を!**
引越サービスを行うことができるのは、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を得た事業者もしくは貨物軽自動車運送事業の経営の届出を行った事業者です。
複数の事業者から見積りを取り、価格だけでなく、荷物を運搬する体制といったサービス内容についても確認しておくとういでしょう。
- 2. 見積書と約款は契約内容を示す大切なものであると認識を!**
契約条件である約款は、必ず見積り時に確認し、気になる点はしっかり説明を受けましょう。また、口頭で打ち合わせた内容であっても事業者と約束したことは必ず見積書に記載してもらいましょう。
- 3. 引越作業中及び作業終了後はすぐに点検を!**
引越作業中に荷物や家屋などに傷がついた場合は、その場で事業者申し出て下さい。なお、標準引越運送約款では、荷物の紛失や破損について消費者は荷物を引き渡された日から3カ月以内に連絡をしないと事業者の責任は消滅することになっていますので、引越完了後荷物の個数や状態を確認してください。

困ったら
ご相談を!

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。



引越後の新築マンションの関係者を装い、浄水器のカートリッジ交換を迫る 業者にマニ注意を!

【あなたのまわりのこんな事例】

入居したての新築マンションに「浄水器の使い方」の説明に来ました」と業者が突然訪問してきた。業者はこのマンションのチラシを見せながら「既設のカートリッジは三ヶ月で交換しなければならぬ」と言う。このマンションの決まりごとと思い、定期交換の契約を結んでしまった。

後日マンションロビーに「悪質業者の訪問あり」とのチラシを見つけ、管理人に問い合わせると今回契約した業者だとわかった。クーリング・オフしたい。

アドバイス

◎ マンションのチラシ等を携え訪問し関係者を装い、浄水器の購入やフィルターの交換を勧める悪質な訪問販売です。他に「水質検査」と称して訪問し、実際には浄水器の交換や購入を勧める悪質な「点検商法」も横行しています。見ず知らずの業者を家の中に入れてしまうことにもなるので防犯上とても危険です。ご注意ください。

◎ 訪問販売による購入ではクーリング・オフ（下欄参照）が適用され8日以内であれば無条件に取り消すことができます。意に沿わない契約や購入をしてしまったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

◎ 購入や契約に際し、業者が十分な説明をしなかったり、虚偽の説明をした場合などはその購入契約自体が無効となる場合があります。クーリング・オフの期限が経過していても訪問業者が不審と思われたときは、早めに消費生活センターに相談してください。

困った時はご相談を！ 枚方市立消費生活センター

相談専用電話
(枚方在住・在職・在学)
072-844-2431
祝日除く平日
9時30分～16時30分



ひらかた観光大使「くらわんこ」
©枚方文化観光協会

自分でできるクーリング・オフ制度

■クーリング・オフの主な条件

- 契約書の書面を受取った日から8日以内（マルチ商法、内職・モニター商法は20日以内）であること。
 - 代金の総額が3,000円以上であること。
 - 特定商取引に関する法律の適用除外の商品・サービスに該当しないものであること。
 - 化粧品や健康食品などの消耗品の場合は、開封したり一部消費するとクーリング・オフができない場合もある。
- ※「これを買おう!」と決めて、自分から店に行って購入した場合（店頭販売）や、通信販売、乗用車の購入などには適用できません。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス等	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして、申し込みを受ける販売	8日間
連鎖販売取引 (マルチ・マルチまがい商法)	個人を販売員として勧誘し、「さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られる」と言って連鎖的に販売組織を拡大する取引	20日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室・パソコン教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービスが指定	8日間
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	「仕事を提供するので収入が得られる」と勧誘し、「仕事に必要な」と商品等売り、金銭負担を負わせる取引	20日間
訪問購入	購入業者が、個人宅など営業所以外で消費者から貴金属などの商品を買取る契約（一部例外商品あり）	8日間

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。